

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 分類コード | X-1-1-1-02         |
| 保存期間  | 10年(令和12年12月31日まで) |

秋本少安第212号  
令和2年3月13日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察少年サポートセンター運用要領の一部改正について（例規）

少年サポートセンターの運用については、これまで「秋田県警察少年サポートセンター運用要領の一部改正について（例規）」（平成29年3月10日付け秋本少安第79号。以下「旧例規」という。）に基づき運用しているところであるが、同要領の一部を改正し、令和2年3月23日から別添のとおり運用することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

別添

## 秋田県警察少年サポートセンター運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、秋田県少年警察活動要綱（平成19年秋田県警察本部訓令第23号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号。）第3条第2項に規定する少年サポートセンターの効率かつ効果的な運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 少年サポートセンターの設置

- 1 少年サポートセンターとは、少年警察活動の専門的な知識及び技能を有する少年補導職員等を配置し、少年警察活動を継続的に実施するため中心的な役割を果たすものである。
- 2 生活安全部少年女性安全課（以下「少年女性安全課」という。）に少年サポートセンターを設置するものとする。
- 3 少年サポートセンターの付置機関として秋田市にチャイルド・セーフティ・センターを置くものとする。  
なお、チャイルド・セーフティ・センターの運用については別に定めるものとする。

### 第3 構成等

- 1 少年サポートセンターは、少年サポートセンター長及び少年サポートセンター員をもって構成するものとする。
- 2 少年サポートセンター長は、少年女性安全課の警視、警部又は警察行政職員（少年補導職員）をもって充てるものとする。
- 3 警察署勤務の警察行政職員（少年補導職員）は、少年サポートセンター員を兼務するものとする。

### 第4 活動

少年サポートセンターは、少年相談、継続補導、被害少年の継続的な支援活動その他の少年警察活動を行うものとする。